



亶理町
男女共同参画
基本計画
第3次



令和3年3月

宮城県亶理町

亘理町男女共同参画基本計画 目次

第1章 計画の基本的な考え方

1	計画策定の背景	2
2	計画策定の趣旨	4
3	計画の位置づけ	4
4	計画の期間	6
5	基本理念	6
6	計画の基本目標	6
7	基本計画の体系	7

第2章 基本計画

基本目標	1	社会における男女共同参画の推進	9
		(1) 政策・方針決定過程への女性の参画の促進	
		(2) 男女共同参画に関する普及啓発活動の充実	
		(3) 男性及び若い世代に向けた普及啓発	
		(4) 女性に対する暴力の根絶	
		(5) 調査・研究及び情報の収集・提供の充実	
		(6) 相談体制の整備・強化	
基本目標	2	家庭における男女共同参画の推進	10
		(1) 共に築く家庭生活への支援	
		(2) 育児及び介護に関する社会的支援の充実	
		(3) DV（配偶者等からの暴力）の根絶	
		(4) 生涯を通じた心と体の健康づくりへの支援	

基本目標	3	学校教育における男女共同参画の推進	1 2
		(1) 男女共同参画に関する理解の促進	
		(2) 健康のための教育の推進	
基本目標	4	職場における男女共同参画の推進	1 3
		(1) 職場における女性の参画の促進	
		(2) ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の推進	
		(3) 農林水産業・商工自営業における男女共同参画の実現	
基本目標	5	地域における男女共同参画の推進	1 4
		(1) 地域における男女共同参画の推進の支援	
		(2) 高齢者、障害者、単身者等の自立支援	
		(3) 国際的な視野及び「多文化共生」の視点の確立	
基本目標	6	地域防災における男女共同参画の推進	1 5
		(1) 地域防災計画の策定等の意思決定の場における女性の参画の推進	
		(2) 男女共同参画の視点での防災意識の啓発及び安全・安心な暮らしの確保	
第3章		計画の推進体制	1 7
	1	庁内推進体制の整備	
	2	亘理町男女共同参画推進委員会	
	3	町民及び事業者との連携	
	4	関係団体との連携及び協働	
資料編			1 9

はじめに

少子高齢化の進行や人口減少に伴う生産年齢人口の減少など、経済社会の構造変化に対応し、社会全体が発展していくためには、性別に関わりなく、その個性と能力を十分に発揮でき、多様な人材が活躍できる男女共同参画社会の実現が不可欠であり、男女共同参画社会基本法が平成11年に制定されて以来、男女共同参画社会の実現に向け、着実に法整備が進められてきました。

一方、働く場においては、長時間勤務など男性中心の働き方等を前提とする労働慣行が残っていることや、企業や地域などにおける方針決定過程への女性参画の割合は依然として低く、女性がその能力を十分に発揮しているとは言えない状況があります。

こうした中、平成28年に「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」が施行され、女性の職業生活における活躍の推進について基本原則が決められました。

そこで男女が社会の対等な構成員として家庭・地域・学校・職場などに積極的に参画し、いきいきと生活できる社会の実現を目指し、「第5次亶理町総合発展計画」で男女共同参画に関する事業推進を掲げ、併せて亶理町の取り組むべき施策の指針となる「亶理町男女共同参画基本計画（第3次）」を策定しました。

また、SDGs（持続可能な開発目標）「ゴール5 ジェンダー平等を実現しよう」という目標も掲げられていることから、本計画を推進することがこの目標達成につながるものと期待しております。

結びに、計画の策定に当たり、亶理町男女共同参画委員会の委員の皆様をはじめ、多くの貴重なご意見をいただきました関係各位の皆様には厚くお礼を申し上げますとともに、町民の皆様や事業者の皆様と一緒に考え、行動し、男女共同参画社会の実現に向けた施策を進めてまいりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

令和 3年 3月

亶理町長 山田周伸

亘理町男女共同参画基本計画（第3次）とSDGsの関連について

SDGs（「持続可能な開発目標」）は、2015年9月の国連サミットで採択された、持続可能でよりよい世界を目指すための国際目標です。国連加盟の193カ国において2030年度までに達成するものとして、17のゴール（目標）と169のターゲット（具体目標）で構成されています。

この目標は、国だけでなく市町村レベルでも積極的に取り組むことで、少しずつ達成に向かうものです。

亘理町では、SDGs（持続可能な開発目標）「ゴール5 ジェンダー平等を実現しよう」の視点も踏まえ、町民・事業者・関係団体などの多様な主体との連携を図り、男女共同参画社会の実現に向けた取り組みを推進していきます。

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS

世界を変えるための17の目標



第1章

計画の基本的な考え方

1 計画策定の背景（男女共同参画社会とは）

男女共同参画社会とは、「男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会」です。（男女共同参画社会基本法第2条）

男女共同参画社会基本法（平成11年6月23日公布・施行）

基本法では、男女共同参画社会を実現するための5本の柱（基本理念）を掲げています。

また、行政（国、地方公共団体）と国民それぞれが果たすべき役割（責務、基本的施策）を定めています。



国・地方公共団体及び国民の役割

国の責務

- 基本理念に基づき、男女共同参画基本計画を策定
- 積極的改善措置を含む男女共同参画社会づくりのための施策を総合的に策定・実施

地方公共団体の責務

- 基本理念に基づき、男女共同参画社会づくりのための施策に取り組む
- 地域の特性を活かした施策の展開

国民の責務

- 男女共同参画社会づくりに協力することが期待されている

男女共同参画社会のイメージ図

男性も女性も、意欲に応じて、あらゆる分野で活躍できる社会

職場に活気

●女性の政策・方針決定過程への参画が進み、多様な人材が活躍することによって、経済活動の創造性が増し、生産性が向上

●働き方の多様化が進み、男女がともに働きやすい職場環境が確保されることによって、個人が能力を最大限に発揮

家庭生活の充実

●家族を構成する個人がお互いに尊重し合い協力し合うことによって、家族のパートナーシップの強化

●仕事と家庭の両立支援環境が整い、男性の家庭への参画も進むことによって、男女がともに子育てや教育に参加

地域力の向上

●男女がともに主体的に地域活動やボランティア等に参画することによって、地域コミュニティが強化

●地域の活性化、暮らし改善、子どもたちが伸びやかに育つ環境が実現

ひとりひとりの豊かな人生

仕事、家庭、地域生活など、多様な活動を自らの希望に沿った形で展開でき、男女がともに夢や希望を実現

内閣府 HP より

2 計画策定の趣旨

近年、少子高齢化の進展、人口減少、国内経済活動の成熟化等、社会情勢の急速な変化に対応していく上で、男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任を分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現は、緊要な課題となっています。

平成 11 年 6 月に施行された男女共同参画社会基本法（平成 11 年法律第 78 号）では、男女共同参画社会について、「男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ共に責任を担うべき社会」であると規定されており、「第 5 次男女共同参画基本計画」に基づき、男女共同参画社会の実現に向けた取り組みを総合的かつ計画的に推進されています。

また、宮城県では、平成 13 年に「宮城県男女共同参画推進条例（平成 13 年宮城県条例第 33 号）」が施行され、令和 3 年に「宮城県男女共同参画基本計画（第 4 次）」を策定し、男女共同参画社会の実現に向け施策を進めています。

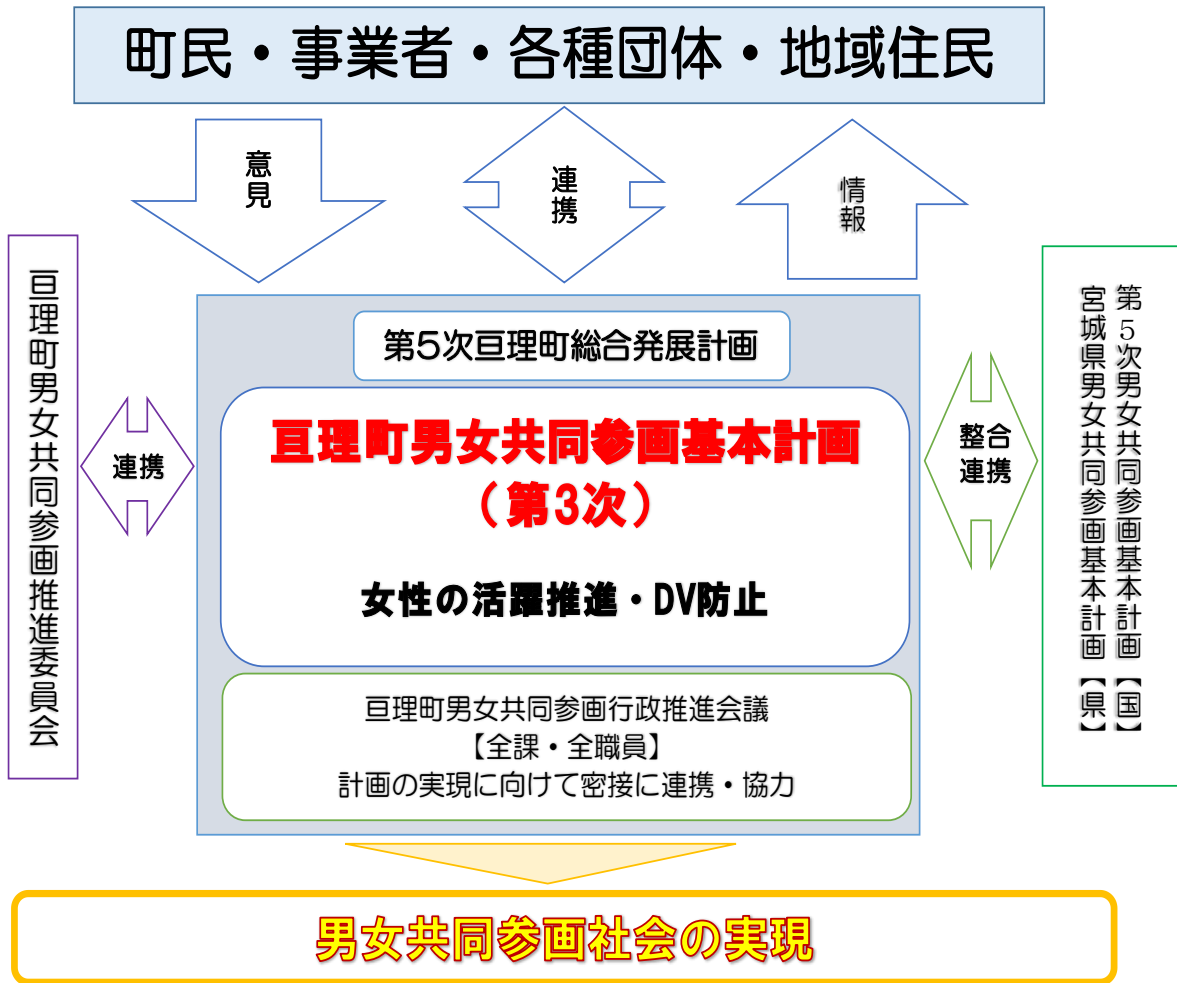
このような中、亘理町においても平成 28 年策定の「第 5 次亘理町総合発展計画」で男女共同参画に関する事業推進を掲げ、「亘理町男女共同参画基本計画(第 3 次)」において、今後変化する社会状況に対応し、すべての町民の人権が尊重され、性別によることなく個性と能力を発揮できる社会（男女共同参画社会）の実現に向けた基本方針を示すことで、各種施策を総合的かつ計画的に推進するものです。

3 計画の位置づけ

本計画は、男女共同参画社会基本法第 14 条第 3 項に基づく亘理町における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画であり、また、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成 27 年法律第 64 号）第 6 条第 2 項に基づく、亘理町における女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画としても位置付けます。

なお、本計画は「第 5 次亘理町総合発展計画」の部門別計画として、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（以下「DV防止法」と表記）」に基づく町の基本計画として位置付けし基本計画に係る取り組みを包含するとともに「女性活躍推進法」第 6 条に規定されている市町村推進計画の役割を担うことで、本町の男女共同参画に関する施策を町民、事業所、関係団体等との連携のもとに積極的に推進します。

計画の推進体制



4 計画の期間

本計画の期間は、令和3年度（2021）から令和7年度（2025）までの5年間とします。これは、亘理町総合発展計画の後期計画5年間とあわせるものです。

なお、社会情勢や法制度の変更、計画の進捗状況、国・県の動向等を見据えながら、適宜必要な内容の見直しを行います。

5 基本理念

亘理町男女共同参画基本計画における基本理念は、次の5つを基本とします。

- ① 男女の人権尊重
- ② 地域社会における制度または慣行についての配慮
- ③ 政策等の立案及び決定への共同参画
- ④ 家庭生活における活動と他の活動の両立
- ⑤ 国際的協調

6 計画の基本目標

本計画では、『男女共同参画社会基本法』に掲げられている5つの基本理念を根底に置きつつ、『第5次亘理町総合発展計画』の男女共同参画社会の推進の趣旨に沿う形で、より実践的、具体的な施策展開の方向性として、次の6つの基本目標を掲げます。

- ① 社会における男女共同参画の推進
- ② 家庭における男女共同参画の推進
- ③ 学校教育における男女共同参画の推進
- ④ 職場における男女共同参画の推進
- ⑤ 地域社会における男女共同参画の推進
- ⑥ 地域防災における男女共同参画の推進

7 基本計画の体系

【基本目標】	【基本施策】
1 社会における男女共同参画の推進	(1) 政策・方針決定過程への女性の参画の促進 (2) 男女共同参画に関する普及啓発活動の充実 (3) 男性及び若い世代に向けた普及啓発 (4) 女性に対する暴力の根絶 (5) 調査・研究及び情報の収集・提供の充実 (6) 相談体制の整備・強化
2 家庭における男女共同参画の推進	(1) 共に築く家庭生活への支援 (2) 育児及び介護に関する社会的支援の充実 (3) DV（配偶者等からの暴力）の根絶 (4) 生涯を通じた心と体の健康づくりへの支援
3 学校教育における男女共同参画の推進	(1) 男女共同参画に関する理解の促進 (2) 健康のための教育の推進
4 職場における男女共同参画の推進	(1) 職場における女性の参画の促進 (2) ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の推進 (3) 農林水産業・商工自営業における男女共同参画の実現
5 地域社会における男女共同参画の推進	(1) 地域における男女共同参画の推進の支援 (2) 高齢者、障害者、単身者等の自立支援 (3) 国際的な視野及び「多文化共生」の視点の確立
6 地域防災における男女共同参画の推進	(1) 地域防災計画の策定等の意思決定の場における女性の参画の推進 (2) 男女共同参画の視点での防災意識の啓発及び安全・安心な暮らしの確保

第2章

基本計画

基本目標 1 社会における男女共同参画の推進

政策・方針決定過程への女性の参画は、男女共同参画社会の実現の基礎となるものであり、あらゆる分野において女性の意見及び考えを反映させることができるよう、女性の参画を拡大し、男女平等・男女共同参画の視点に立った社会組織・制度に努めます。

また、男女を問わずあらゆる年代の町民が男女共同参画をそれぞれの身近な問題として認識するよう、普及啓発活動の充実を図ります。併せて、社会の中で困難な状況に置かれている人々が安心して暮らせるようにするために、意識の醸成及び相談体制の整備を進めます。

《現状及び課題》

亘理町での審議会等委員への女性委員の登用状況割合は、令和2年4月1日現在で、19.0パーセントとなっています。国で定めた第5次男女共同参画基本計画では、令和7年度末までに40パーセント以上の目標を掲げています。

このことから、亘理町での審議会等における女性の参画はまだまだ不十分であるため今後とも事業者や団体等の各分野で積極的に女性の参画を進めていく必要があります。また、社会における男女共同参画を推進していくうえで、後述する基本施策に関する項目についても積極的に推進していく必要があります。

《施策の方向》

(1) 政策・方針決定過程への女性の参画の促進

社会の構成員の半数を占める女性の意思及び意見を公正に反映させることや、社会・組織の今後の活性化には、女性の多様な視点及び様々な能力の活用が欠かせないため、町の審議会委員等への女性の登用及び政策・方針決定過程への参画を引き続き推進していくとともに、事業者等に対しても、情報提供等を行うことにより、管理職・役員における女性の登用の重要性及び必要性の理解の促進に努めます。

施策の項目	担当課
審議会等の委員への女性登用の拡大	全庁
事業者や団体等に対する女性の参画や登用に関する啓発	企画課

(2) 男女共同参画に関する普及啓発活動の充実

あらゆる世代の人々が、子育て、介護、セクシュアル・ハラスメント、性的指向、性自認など、それぞれの身近で切実な問題を切り口として、男女共同参画の重要性について認識を深めることができるよう、関係団体等と連携し、普及啓発活動に努めます。

施策の項目	担当課
男女共同参画に関する普及啓発	全庁
各種団体等における男女共同参画関連事業の開催の支援	企画課

(3) 男性及び若い世代に向けた普及啓発

育児・介護等の問題に直面する男性が、家庭や地域社会への参画を意識するよう、育児・介護等に関する情報提供に努めます。また、未来を担う若い世代が、社会情勢を認

識し、結婚、出産等を見据えた自身のキャリア形成をすることができるよう、男女共同参画の意義及び重要性についての効果的な普及啓発活動に努めます。

施策の項目	担当課
男性及び若い世代を対象とした広報・啓発事業の実施	企画課
男性に対する育児・介護等に関する情報の提供	健康推進課 子ども未来課 福祉課 長寿介護課

(4) 女性に対する暴力の根絶

DV（配偶者等からの暴力）、ストーカー、性犯罪などの暴力は、人権を重大に侵害する行為であり、配偶者や被害者の心身を著しく傷付けるものであることから、これらの暴力を容認しないという社会的認識の醸成と暴力の発生を防ぐための環境づくり、被害者に対する支援に取り組めます。

施策の項目	担当課
暴力を根絶し、発生を防ぐための意識啓発	福祉課
関係機関との連携の強化	福祉課
性犯罪等被害者に対する支援及び情報提供	福祉課

(5) 調査・研究及び情報の収集と提供の充実

男女共同参画に関する収集等により、問題点及び課題を把握し、男女共同参画の推進に関する施策に反映させるとともに、年次報告及び各種関連情報を町ホームページ等で提供していきます。

施策の項目	担当課
国、県及び関係機関からの情報の提供	企画課

(6) 相談体制の整備・強化

国や県、関係機関との連携を強化することで、相談対応機能を充実させ人権、性別、子育て、DV等の男女共同参画に関する相談に対し、適切に対応できる体制づくりに努めます。

施策の項目	担当課
男女共同参画に関する相談対応と関係機関との連携強化	町民生活課 企画課

基本目標 2 家庭における男女共同参画の推進

男女共同参画の推進の基礎は家庭であり、家庭内での相互理解及びコミュニケーションを深めるとともに、人権を互いに尊重するという意識の啓発に努めます。

また、家庭内における男女が夫婦、パートナーとして互いに協力し合って対等な立場で尊重し、家事や育児、介護等の責任を平等に担う家庭づくりを推進します。

《現状及び課題》

いわゆる共働き世帯が増加する中、男女が協力しながら家庭生活の責任を担うという意識の醸成に向けて啓発事業を実施していますが、依然として家庭生活における家事、介護、看護及び育児に要する時間には男女間で開きがあり、より多くの家事等を女性が担っています。

このことから、家庭における男女共同参画の推進については、夫婦・パートナーとして家事や育児、介護等を相互に協力し合える支援を積極的に推進していく必要があります。

《施策の方向》

(1) 共に築く家庭生活への支援

家族がコミュニケーションを図ることにより、互いに理解を深め協力し合いながら、家事等についてそれぞれの責任を担っていくことができるよう、意識の啓発を行うとともに、必要な知識及び技能の習得に関する支援に努めます。

施策の項目	担当課
互いに支え合う家庭生活に関する意識の啓発	企画課
男女が協力し、責任を担っていくための情報及び学習機会の提供	企画課

(2) 育児及び介護に関する社会的支援の充実

育児休業や年次有給休暇の取得率の向上に向けた啓発など、安心して子どもを産み、健やかに育てることができるよう、子育てしながら働き続けられる環境の整備や子育て支援の充実に努めます。また、育児負担や介護負担を抱えている方に支援が行き届くよう、利用者のニーズを踏まえた保育及び介護サービス体制の整備及び充実、機運の醸成に努めます。

施策の項目	担当課
地域ニーズに応じた子育て支援の充実	子ども未来課 生涯学習課
介護を地域で支える制度及び体制の整備	長寿介護課
育児及び介護に関する情報提供及び相談・支援体制の整備	子ども未来課 長寿介護課 生涯学習課

(3) DV（配偶者等からの暴力）の根絶

暴力行為は、身体的・精神的に大きな苦しみをもたらし、基本的人権を侵害する行為として決して許されるものではありません。暴力を許さない社会の形成、被害者からの相談や被害者保護、被害者の自立に向けた支援等の各種施策を、関係機関と連携を図りながら協力して実施します。

施策の項目	担当課
被害者の相談・保護体制の確立	福祉課
被害者の自立に向けた支援及び情報提供	福祉課

(4)生涯を通じた心と体の健康づくりへの支援

健康は、人がいきいきと暮らしていくための基本的なものであることから、健康について関心を持ち、正しい知識や情報を得て、生涯を通して健康の保持増進を図ることのできる体制づくりを推進します。また、併せて、心の相談事業を実施することによる、心の健康づくりにも努めます。

施策の項目	担当課
生涯を通じた健康の保持及び増進の支援	健康推進課
妊娠・出産期における母子の健康の確保の推進	健康推進課 子育て世代包括 支援センター

基本目標 3 学校教育における男女共同参画の推進

男女共同参画社会の推進のため、学校教育の場から、次世代を担う子どもたちが、成長する過程において、性別にかかわらず、それぞれの個性と能力を十分に伸ばし、豊かな人間性を育み、人権の尊重を基盤とした男女平等の意識づくりと男女共同参画に関する理解を深められるよう促進します。また、「男女共同参画社会」や「人権問題」について、児童生徒の習熟を深める機会を設けるなど、あらゆる学びの場において男女平等教育の充実に努めます。

《現状及び課題》

人々の意識の中に形成された固定的性別役割分担意識や性に関する偏見の解消や人権尊重を基盤とした男女平等観の形成などが大きな課題となっています。

このことから、後述する基本施策に基づき学校教育における男女共同参画を推進し、児童・生徒における男女共同参画に関する理解を促進していく必要があります。

《施策の方向》

(1)男女共同参画に関する理解の促進

学校教育において、人権及び男女共同参画に関する意識を高め、かつ、自立の意識を育む教育・学習の一層の充実に努めるとともに、人とのかかわりを重視した学習の充実に努めます。また、教職員、保護者等の男女共同参画に関する理解を深める意識の啓発等の取組みを促進します。

施策の項目	担当課
人権及び男女共同参画に関する意識の醸成に配慮した指導及び学校運営	教育総務課 生涯学習課
教職員、保護者等の男女共同参画に関する理解の促進	教育総務課 生涯学習課

(2) 健康のための教育の推進

児童・生徒の様々な心身の問題に対応するため、学校における健康のための教育の充実を図ります。

また、健康や性に関して児童・生徒が正しく理解し、自身の身体を管理することができるよう、適切な教育を推進します。

施策の項目	担当課
児童・生徒の心身の健康を保つ学校保健の充実	教育総務課
健康及び性に関する教育の充実	教育総務課

基本目標 4 職場における男女共同参画の推進

女性の職業生活における活躍の推進とは、自らの意思によって働き、または働こうとする女性はその思いを叶えることです。男女が共に多様な生き方・働き方を実現でき、ゆとりある豊かで活力にあふれ、生産性が高く持続可能な社会が形成されるよう、働く場面における「女性の思い」の実現を図ります。また、少子・高齢化及びライフスタイルの多様化が進展する中、仕事と生活の調和の実現に向け、柔軟に働き方を選択することができるような働き方の見直しに関する意識の啓発を進めます。

《現状及び課題》

令和元年度宮城県労働実態調査によると、男性の育児休業取得率は5.0パーセント、女性が77.3パーセントになっています。また昨今における女性の意識の変化及び厳しい経済状況を反映し、働くことを希望する女性が増えています。

このことから、後述する基本施策に基づき男女が共に多様な生き方・働き方を実現できる職場における男女共同参画を推進していく必要があります。

《施策の方向》

(1) 職場における女性の参画の促進

職場において、男女の均等な機会及び待遇を実質的に確保することにより、女性が能力を十分に発揮できるよう、男女雇用機会均等法の理解及び遵守を促進します。また、女性の採用、職域の拡大、管理職への登用等の取組に関する情報提供及び、各種ハラスメント防止対策の普及啓発を促進します。

施策の項目	担当課
関係法令の周知徹底及び理解の促進	商工観光課
各種ハラスメント防止対策の促進	商工観光課
ポジティブ・アクション（女性の参画を促進する取組）の普及啓発及び情報提供	商工観光課 企画課 生涯学習課

(2)ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の推進

多様な働き方を選択することができるような労働環境の整備、長時間労働の抑制等の働き方の見直し、男性の育児への参画など各分野において、仕事と生活の調和に関する意識の啓発を広く進めていきます。また、男女が共に働きやすい環境の整備及び保育・介護サービスなど社会的支援体制の充実を図ります。

施策の項目	担当課
育児・介護休業制度の普及拡充と利用しやすい環境づくりの促進	全庁
仕事と生活の調和及び働き方の見直しに関する意識啓発	全庁
仕事と家庭の両立を支える各種支援制度の普及の促進	企画課

(3)農林水産業・商工自営業における男女共同参画の実現

農林水産業・商工自営業の経営及び方針決定過程への女性の参画を促進するための啓発活動に努めます。また、女性の労働が重要な役割を果たしていることを十分認識し、適正な評価が行われるとともに、意欲を持って経営に参画し、地域産業の振興に寄与できるよう、啓発活動や研修機会、相談及び支援の充実を図ります。

施策の項目	担当課
女性の経営参画を促進するための意識啓発及び支援	商工観光課 農林水産課 農業委員会事務局
起業・事業承継に関する情報提供・相談及び支援	商工観光課

基本目標 5 地域における男女共同参画の推進

豊かで活力ある地域社会の実現のため、性別に捉われることのない地域リーダーの育成とともに、それぞれが対等な立場で参画し、活動しやすくなるよう意識啓発を推進します。また、まちづくり協議会や町内会など地域の活動に積極的に参画し、男女が共に責任を担っていくような環境を整備し、地域の活性化を図ります。

《現状及び課題》

亶理町では自治会長における女性の割合が極めて低いなど、地域社会での女性の参画はまだまだ不十分な状況にあります。また、経済及び社会のグローバル化の進展に伴い県の在留外国人の数は増加しており、その国籍や在留資格も多様化している状況にあります。

このことから、性別に捉われることがなく男女が共に考える様々な観点から地域社会における男女共同参画を後述する基本施策に基づき推進していく必要があります。

《施策の方向》

(1)地域における男女共同参画の推進の支援

男女共同参画の意識を地域に広げるとともに、地域の特性及び実情に応じた取組を推進するため、町民にとって身近な地域活動の場に、多様な年代の男女が参画して活動の方針決定に対し女性の参画が拡大するよう情報提供及び意識啓発を行います。

施策の項目	担当課
男女共同参画の推進状況等の情報提供	企画課
男女共同参画に関する事業の開催の支援	企画課
ボランティア及び地域活動への参画促進のための環境整備	企画課

(2) 高齢者、障害者、単身者等の自立支援

高齢者、障害者、単身者等が、地域において経済的・社会的に自立した生活を安心して送ることができるよう、男女共同参画の視点から生活環境の整備等の支援体制に努めます。

施策の項目	担当課
バリアフリー化の推進	長寿介護課 福祉課
就労の支援	長寿介護課 福祉課
仲間づくり、生きがいつくり、健康づくり等活動の支援	長寿介護課 福祉課

(3) 国際的な視野及び「多文化共生」の視点の確立

国際社会における男女共同参画の推進の動向及び取組について、情報収集及びその提供を行います。また、関係機関や各種団体と協力して、誰もが地域社会に参画することができる「多文化共生」の社会づくりを推進します。

施策の項目	担当課
男女共同参画の国際的動向及び取組に関する情報の収集・提供	企画課
「多文化共生」に関する理解の促進及び外国人県民等の社会活動の参加の促進	企画課

基本目標 6 地域防災における男女共同参画の推進

東日本大震災を教訓として、あらゆる場・組織での女性の参画を促進し、男女共同参画の視点を取り入れた復興体制を確立させ、今後の防災施策に反映させる必要があることから、地域防災計画の策定にあたり、町防災会議において女性の意見及び考えを反映できる体制づくりを推進します。また、災害が発生した際の避難所運営に男女双方がリーダーとして参画し、男女共同参画の視点に立った運営がなされるよう、避難所運営マニュアルの整備に努めます。

《現状及び課題》

東日本大震災の教訓を踏まえ、男女共同参画の視点にも配慮した災害時における避難所運営マニュアルを平成26年2月に策定しました。しかしながら、亘理町で開催している防災会議の構成員は、男性が26名、女性が4名という現状で、地域防災における男女共同の観点からは、まだまだ不十分な状況にあります。

防災の現場における女性の参画は、災害時の必要な物資や支援における男女のニーズの違いや子育て家庭等のニーズを配慮及び確保するためにも必要なことから、後述する基本施策に基づき、災害時だけでなく平常時から地域防災における男女共同参画を推進していく必要があります。

《施策の方向》

(1) 地域防災計画の策定等の意思決定の場における女性の参画の推進

防災分野への女性の参画促進の重要性を認識し、女性の意思及び意見を公正に反映させるため、町の防災会議等への女性の登用を図っていきます。また、防災の現場における女性の参画拡大のため、関係機関や団体と連携し、女性が活動しやすい環境の整備を推進します。

施策の項目	担当課
町の防災会議への女性登用の促進	総務課
防災関係機関・団体との連携及び取組の強化	総務課

(2) 男女共同参画の視点での防災意識の啓発及び安全・安心な暮らしの確保

東日本大震災を教訓として、災害時の必要な物資や支援が男女のニーズの違いや子育て家庭等のニーズに対し十分配慮されなかったことから、男女共同参画の視点に立った防災に関する意識の啓発を行います。

平常時から、備蓄品や避難所の運営等について、男女共同参画の視点を十分理解した防災体制の整備を推進します。

施策の項目	担当課
防災意識の啓発	総務課
男女のニーズに配慮した備蓄品の確保	総務課

第3章

計画の推進体制

計画の推進体制

社会のあらゆる分野における男女共同参画を推進するため、町のすべての事業において、男女共同参画の視点に配慮します。

また、町民、事業者、町内会及び関係団体等の理解と協力を得るとともに、男女共同参画社会の実現に向けた取組への積極的な参加を働きかけます。さらに、国や県等と緊密な連携を図り、男女共同参画の推進に関する取組を総合的に推進します。

1 庁内推進体制の整備

男女共同参画の推進組織である「互理町男女共同参画行政推進会議」において、計画の進捗状況を定期的に把握するとともに、計画の見直しなど、本計画の推進に関わる基本方向を検討します。また、庁内の連携強化を図り、町の男女共同参画推進施策を総合的かつ効果的に実施します。

2 互理町男女共同参画推進委員会

学識経験者や関係諸団体、町民からなる「互理町男女共同参画推進委員会」を設置し、それぞれの委員の目線から本計画の推進状況や、新たな課題への対応の必要性などについて、意見や提案をしてもらいます。

3 町民及び事業者との連携

町民及び事業者に対する情報提供を行い、広く男女共同参画の推進を働きかけて事業を展開するとともに、男女共同参画に関する自主的な取組に対する支援を行います。

4 関係団体との連携及び協働

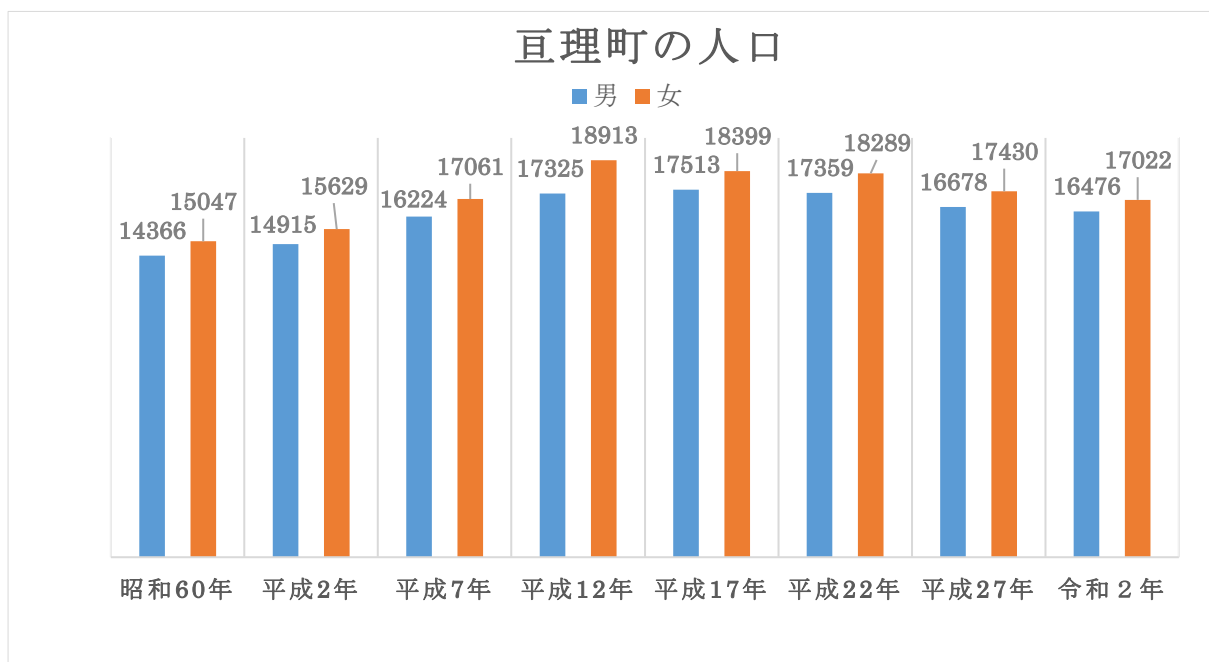
男女共同参画に関する活動を行っている各種団体等の活動を支援するとともに、これらとの連携及び協働を推進します。



資料編

1 人口の推移

亶理町の人口は、平成12年をピークに増加し、平成17年から減少に転じています。また、出生率については、平成2年から平成22年までは7～8%台で横ばいの状況でしたが、平成27年には6%台となっています。

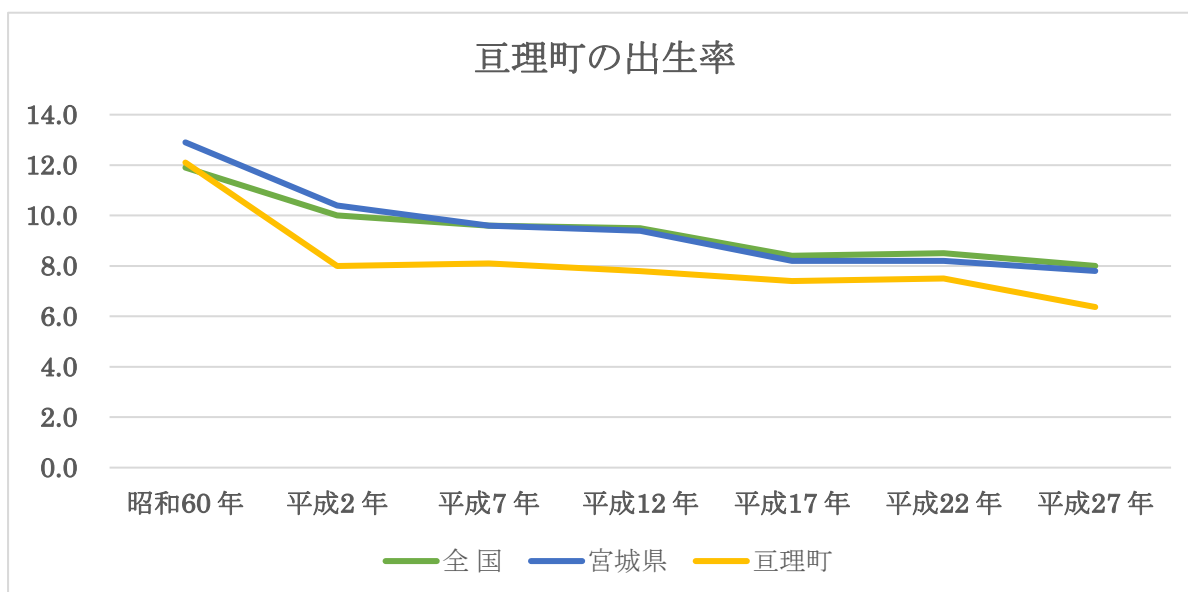


参考：亶理町行政区別世帯人口調

亶理町の出生率

単位%

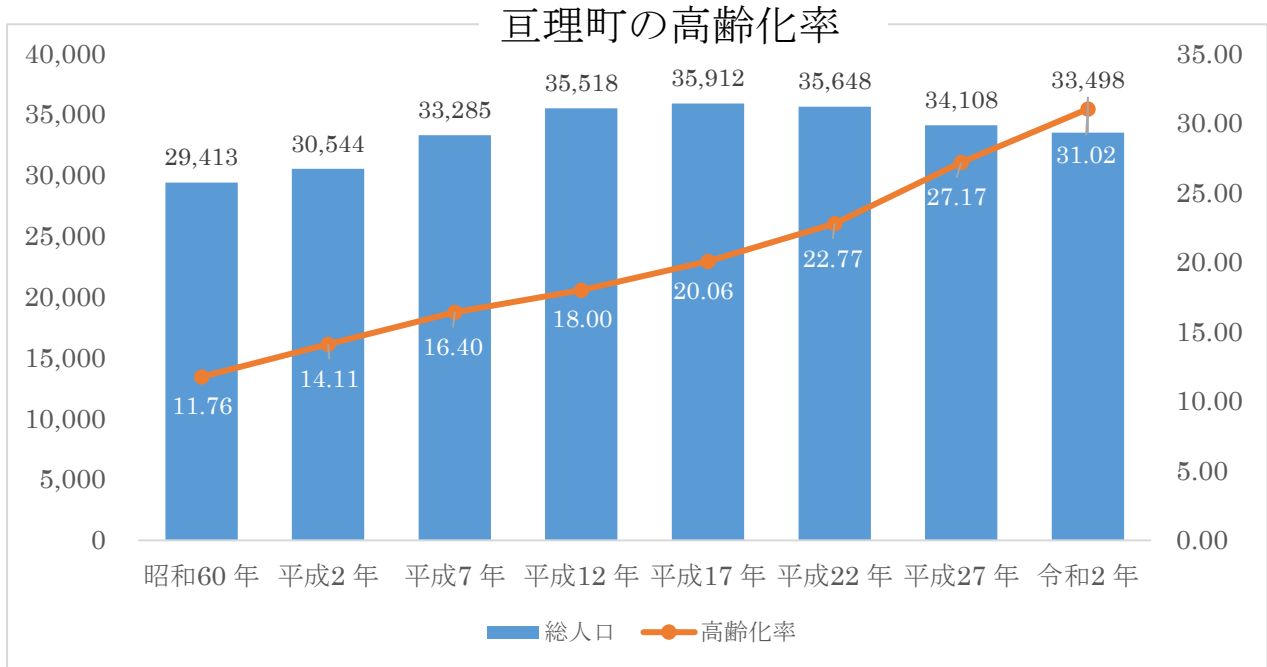
	昭和60年	平成2年	平成7年	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年
全国	11.9	10.0	9.6	9.5	8.4	8.5	8.0
宮城県	12.9	10.4	9.6	9.4	8.2	8.2	7.8
亶理町	12.1	8.0	8.1	7.8	7.4	7.5	6.4



参考：亶理町統計書

高齢化率の推移

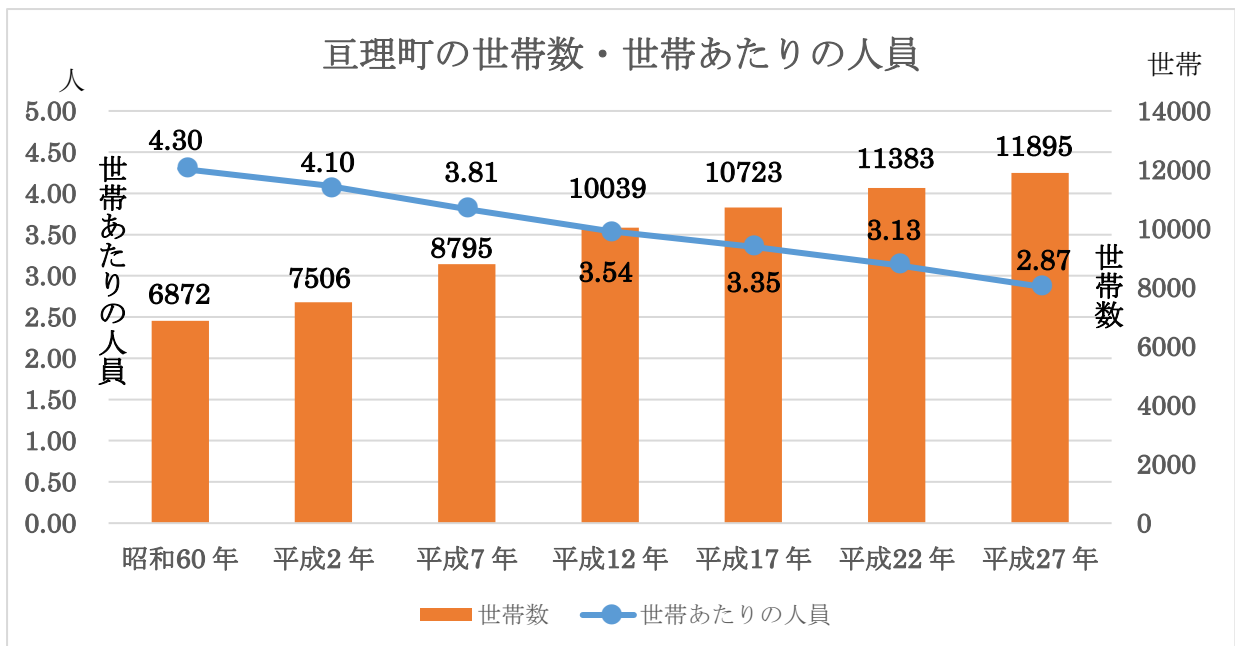
亶理町の高齢化率は、増加の一途をたどっており、令和2年には31.02%となっています。



2 家族形態

亶理町の世帯数・一世帯あたりの平均人員の推移

亶理町の平成27年の世帯数は、11,895世帯で昭和60年と比べ5,023増加していますが、1世帯あたりの人員は昭和60年の4.30人から平成27年の2.87人へと減少を続けています。



参考：亶理町統計書

3 亘理町役場の女性職員登用状況

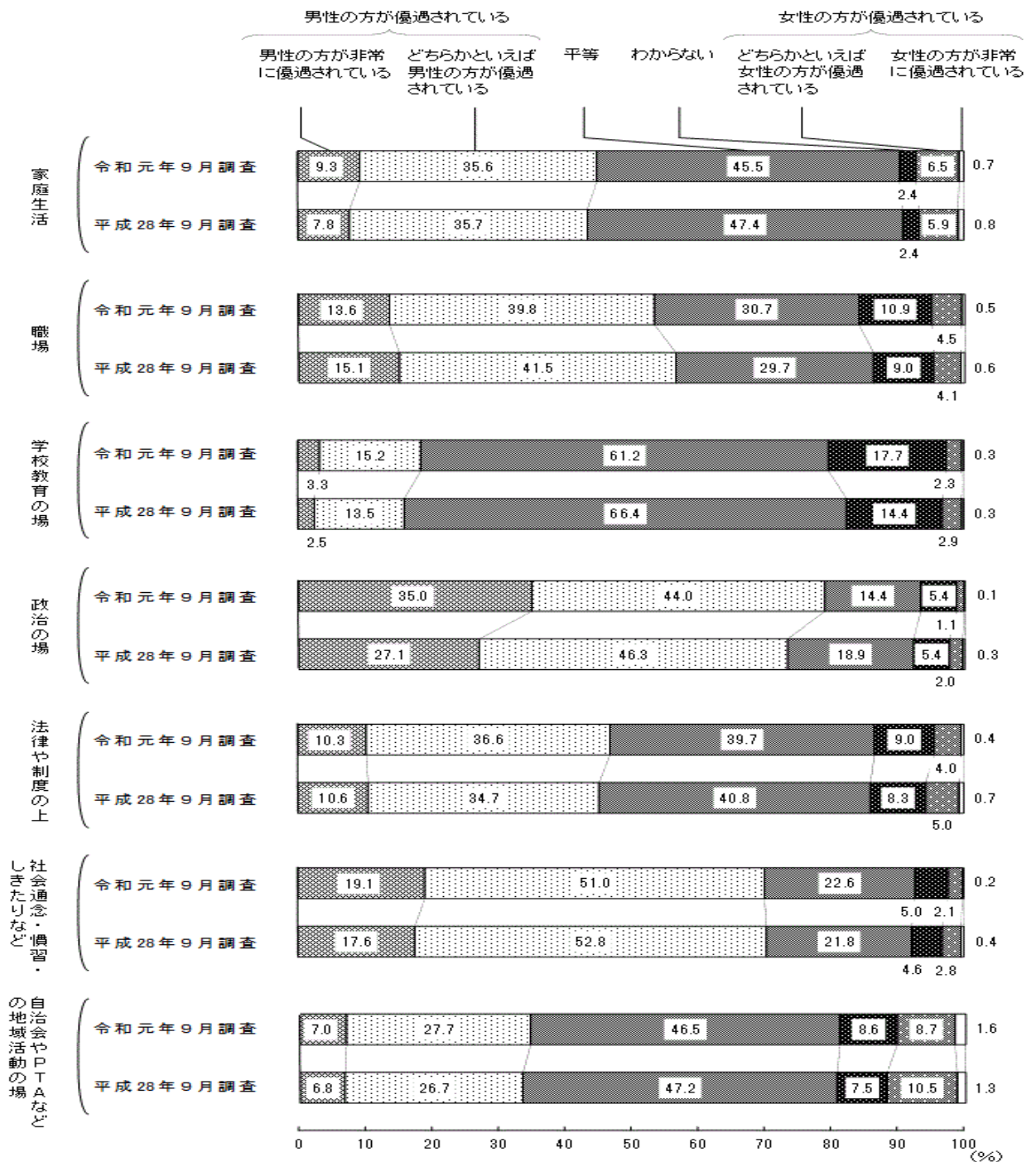
亘理町役場一般職員の女性職員が占める割合は、令和2年に51%を超え平成27年から比較すると7.0%増加しています。しかしながら、管理職の割合は平成30年に30.8%となりましたが、令和2年には27.0%となっています。

一般職員			
	総数	左のうち 女性職員数	女性職員の 割合
平成27年	267	118	44.2%
平成28年	268	120	44.8%
平成29年	273	125	45.8%
平成30年	255	123	48.2%
平成31年	256	129	50.4%
令和2年	246	126	51.2%

管理職			
	総数	左のうち 女性職員数	女性職員の 割合
平成27年	36	10	27.8%
平成28年	36	10	27.8%
平成29年	32	9	28.1%
平成30年	39	12	30.8%
平成31年	39	9	23.1%
令和2年	37	10	27.0%

合計（管理職＋一般職員）			
	総数	左のうち 女性職員数	女性職員の 割合
平成27年	303	128	42.2%
平成28年	304	130	42.8%
平成29年	305	134	43.9%
平成30年	294	135	45.9%
平成31年	295	138	46.8%
令和2年	283	136	48.1%

○各分野の男女の地位の平等感



内閣府が令和元年9月に実施した「男女共同参画社会に関する世論調査」によると、男女共同参画社会に関して、それぞれの分野で男女の地位は平等になっているか聞いたところ、「平等」と答えた方の割合は、「学校教育の場」で61.2%、「自治会やPTAなどの地域活動の場」で46.5%、「家庭生活」で45.5%、「法律や制度の上」で39.7%、「職場」で30.7%、「社会通念・慣習・しきたりなど」で22.6%、「政治の場」で14.4%という結果となりました。

審議委員・参考文献

● 亶理町男女共同参画推進委員会

委員長

佐藤 徳美 前 亶理町教育委員会教育委員

副委員長

門澤 俊夫 亶理山元商工会 会長

委員

三宅 由美子 舞台アグリイノベーション(株)

委員

武藤 育子 前 人権擁護委員

委員

岩佐 信子 一般公募

亶理町男女共同参画基本計画（第2次） 平成28年3月改定

亶理町男女共同参画基本計画（第3次） 令和3年3月改定

